



【樂さん（左）と慧さん（右）のご兄弟】

六次化に向かって親から子へ

平川

樂さん(34)

慧さん(32)

両親が、水耕栽培を始めたのは、26年前の、二人が小学生の時でした。兄の樂さんは消防士となり、弟の慧さんが家業を継ぐために大学の経営学部に進学、さらに営業を学ぼうとIT関連企業に就職しました。その頃、両親はコンビニ向けの漬物の製造、販売を始めたのです。

これを機会に慧さんは、三年間勤めた会社を辞め、就農しました。

一方の樂さんは、慧さんと共に家業である農業の更なる発展を目指し、十年間勤めた消防士を退職し、今年就農しました。

現在、小ネギの周年栽培に取組んでおり、毎日300kgから400kgの出荷を行っていますが、温室を増築し、更なる経営規模の拡大を目指すと共に、小ネギを使った加工商品の開発にも取り組み、六次化を進めていきたいと兄弟で熱く語ってくれました。

生産、加工、販売を一貫して行う先進的な農業が、私たちのすぐ近くにあることの驚きを感じると共に、平川兄弟の今後の活躍を祈りながら、農場を後にしました。

(農業委員 片野・林・寺島)

農地中間管理機構関連事業に関する 研修会を開催しました

海老澤 武 農業委員

去る6月7日に香取農業事務所指導管理課立石課長を講師にお招きし、「農地中間管理機構関連農地整備事業について」と題して、農業委員と最適化推進委員の合同研修会を開催いたしました。

機構関連事業の要件として、

- 一、事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること。
 - 二、各団地の合計面積が一定規模以上であり、かつ、各団地が一定の要件に適合すること。
 - 三、機構の借入期間が、事業計画の公告日から一定期間以上あること。
 - 四、本事業の実施により、担い手への農用地の集約が相当程度図られること。
 - 五、本事業の実施により、事業実施地域の収益性が相当程度向上すること。とあります。
- 我々農業委員会は、この内容を踏まえて、市農政課、農業事務所及び農地中間管理機構の担当職員と積極的な協議を行い、地域の農業者の皆さまと連携して事業化へ向けて行動を共にしたいと考えております。



女性委員の活動報告

〜農山漁村いきいき研修会に参加して〜

林藤江 農業委員

「千葉県農山漁村いきいき研修会」が、去る7月20日千葉市で開催されました。農業・漁業・林業などで活躍する女性6人の事例発表が行われました。

香取市からは、農業委員でJA佐原女性部の伊藤はつ子さんが、「楽しく、私らしく!! 社会参画で叶えた私の夢」と題し、事例発表を行いました。

伊藤さんは、「社会参画で広い知識を習得でき、生産から加工まで繋げることができました。これからも新商品を開発し、楽しんでいきたい。」と、まさにいきいきと発表されました。

伊勢崎市農業委員会が来所

去る7月19日に群馬県伊勢崎市農業委員会の皆さま33名が当市を視察に訪れました。

伊勢崎市農業委員会は、昨年11月に新制度に体制を移行し、委員会活動を実施しているとのことで、当農業委員会が実施している人・農地プランの作成支援を基にした農地利用の最適化の取り組み事例の説明を熱心に聞き入り、多くの質問をされておりました。

今年度中には、新制度での体制が完了し、全国の農業委員会は、活動を本格化させます。私どもも、農業者のための活動を積極的に進めてまいります。



あなたの農地が狙われています！！

最近、「良い土があるので、荒れた農地をかさ上げして有効利用しないか。」「農地を貸してほしい。」「農地を無料で造成してあげる。」などの甘い言葉で誘い、適切に処理が行われていないものが混入している恐れがある土砂や、建設残土の捨て場にしてしまう悪質な事業者がいます。

悪質な事業者は、金銭や甘い言葉で土地利用の同意を得ようとします。同意を得ると、すかさず法律や手続きを無視して短期間で処理をしていない土砂等を大量に持ち込み、さらに、周りの土地にまで行為が拡大したりし、農地として利用できなくなることはもちろん、近隣の土地や住民の生活環境にも予想もしなかったトラブルが起こりえます。

搬入されてしまった後は、事業者が逃げてしまっていることがあり、地権者が大変な費用をかけて撤去することになる場合もあります。安易な気持ちで応じないように、工事の誘いがあった場合には、必ず地元の農業委員や農業委員会にご相談ください。

●注意事項

- ・利用価値がない土地だからと、うまい話しに安易に同意しないこと。(口頭も含む)
- ・自分だけで判断せず、周りに相談する。
- ・相手方や事業の内容をきちんと確認し、不明な点は書面で提出させる。
- ・工事は事業者任せにしないこと。工事により起こったことは、事業者とともに地権者も連帯責任を問われる場合もあります。知らなかったでは済みません。
- ・工事施工中、地権者はこまめに現地に足を運び、状況を十分に把握してください。
- ・契約については、内容をよく理解してから、必ず書面で結んでください。なお、事業会社との農地としての売買はできません。また、その農地に売買の仮登記をしても、農地転用許可が受けられないと所有権の移転登記はできませんので、宅地建物の取引業者の仲介であっても農業委員会にご相談ください。

●トラブルの例

- ・聞いていた以上の再生土や建設残土の山にされたため、法面が崩れ、隣接地に土砂が流れ込んだり、水路が埋まってしまった。
- ・降った雨が隣接地や道路に流れ込んでしまっている。
- ・高くなりすぎて隣接地との高低差ができ、隣接者に迷惑をかけている。
- ・地盤が高くなったため、用水路から水が入らない。パイプラインから水が出ない。
- ・周辺地域の近隣住民から、井戸水の水質に不安の声があがる。
- ・埋めてしまったため、隣地との境界が不明となり、境界線の位置でトラブルとなった。

あっという間に
土砂の山！



※この写真はイメージです。

農地の出し手を募集中です！

農地中間管理機構では、担い手に貸し付ける農業振興地域内の農地を探しています。貸し付けたい農地がある場合は、お問合せください。新たな農地の賃借制度により、公益社団法人千葉県園芸協会が農地の貸し借りをを行います。

詳細は、香取市農政課 (☎50-1258) または、(公社)千葉県園芸協会 農地部 (☎043-223-3011) までお問合わせください。

※千葉県園芸協会は、千葉県から農地中間管理機構に指定されています。

農地の売買・転用等の申請受付期間並びに総会予定表 <平成30年10月～平成31年1月>

年 月	受付期間	総会開催日
30年 9月受付分	9月20日(木)～25日(火)	10月5日(金)
30年 10月受付分	10月22日(月)～25日(水)	11月7日(水)
30年 11月受付分	11月20日(火)～22日(木)	12月5日(水)
30年 12月受付分	12月19日(水)～21日(金)	1月7日(月)
31年 1月受付分	1月21日(月)～25日(金)	2月6日(水)

農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は、農業者のための、安定した積立式の公的年金です。

農業者年金ってどんな年金？

- 積立方式なので、積み立てた金額に応じた額の年金をかならず受給できます！
また、年金額が加入者・受給者数に左右されない、少子高齢時代に強い年金です。
- 年金は一生涯支給されます！
80才までに亡くなられた場合は、80才までに受け取る予定であった分のお金を、ご家族が受け取ることができます。
- 認定農業者など、担い手の方は、国が保険料を一定の割合で負担してくれる制度もあります！
- 税制面でも大きな優遇があります！

加入要件はこの3点だけ

- ◎農業に年間60日以上従事していること
- ◎国民年金の第1号被保険者であること
- ◎20才以上60才未満であること
- ◆農地を持っていない方や、配偶者・後継者の方も加入できます！

しっかり積立て、
 がっちりサポート
 安心で豊かな老後を

♥♥♥ お問い合わせは、香取市農業委員会またはお近くのJAへ ♥♥♥♥

編集後記

今回も若い新規就農者
 を特集しました。

現在、農地中間管理事業の活用による基盤整備や「人・農地プラン」による担い手確保等により、将来の農業・農地を守る活動が進行中です。

当市での「人・農地プラン」の策定推進活動(農業委員会だより33号に掲載)が、先進事例として全国に紹介され、全国各地から視察等の依頼が相次いでおり、大変注目されております。

私たち農業委員会は、未来の香取市農業をけん引していく若手農業者や担い手農家が、活躍できる農業環境づくりを目指して活動してまいります。収穫の季節となりました。稔り多い年となりますよう、ご祈念申し上げます。

編集長 栗林 利男